

営 農 情 報

令和8年9月

青色申告特別控除の制度が変わります

令和8年度税制改正により、令和9年分の確定申告以降、青色申告されている個人事業主等の方の青色申告特別控除の見直しが行われます。令和9年分以降の確定申告では、複式簿記による控除額が65万円または75万円に引き上げられますが、e-Tax（電子申告）の利用が必要になります。適用をご検討の方で、対応がお済みでない方は、早めに準備をしましょう。

【主な改正事項】

- ・複式簿記による青色申告特別控除（65万円または75万円）の適用には、e-Taxが必要となります。
- ・簡易簿記による青色申告特別控除（10万円）の適用は、前々年の収入が1,000万円以下の方に限定されます。

適用要件 控除額	複式簿記 (正味の簿記の記録 で記録)	貸借対照表と 損益計算書を添付	期限内申告 (※1)	e-Tax (電子申告)	優良な電子帳簿保存 または デジタルシームレス 保存
75 万円	○	○	○	○	○
65 万円	○	○	○	○	—
10 万円	(記録な記録でも可) (※2)	— (※3)	—	—	—

〈注1〉 遅付申告の場合も確定申告期限までに提出が必要です。

〈注2〉 簡易な記録の方のうち、事業所得又は不動産所得（事業として行われていない場合を除く。）を有し、これらの所得のいずれかに係る前々年分の収入金額が1,000万円を超える場合には、10万円の青色申告特別控除は適用されません。

〈注3〉 損益計算書の提出は必要です。

詳しくはこちらを
ご参照ください。



優良な電子帳簿保存
またはデジタルシームレス
保存について



簡易簿記による控除
(10万円) について



事業所得や不動産
所得がある方へ

営 農 情 報

生産資材ひろば



生産資材の配達依頼は
10月1日から
「受注センター」に
配達業務を全農物流㈱へ委託

生産資材の配達業務を10月1日から全農物流㈱へ委託します。

現在の東部・西部配送センターは「受注センター」として現東部配送センターに事務所を置き、肥料や農薬など生産資材の配達受け付けや予約受注を担います。

配達申し込み専用電話番号

☎51-1131

(現東部配送センター電話番号と同じ)

しばらくの間は各営農経済センターや一関地域資材センターでも受け付けし、受注センターへつなぎます。

■午後2時までに受け付け……翌営業日配達

■午後2時以降の受け付け……翌々営業日配達

※在庫状況により翌営業日配達に間に合わない場合もありますので、ご了承ください。

■配達できるもの

肥料、飼料、農薬、保温・包装資材等

■配達できないもの

- ・食料品
- ・乗務員が一人で配達不可能なもの

■継続事項

- ・組み立て商品等の組み立て作業は致しません。
- ・配達時現金の受け取りはできません。営農経済センターでお支払い願います。

ぜひ、ご利用ください。